

財産形成年金預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 財産形成年金預金
2. 商品概要	● 老後の資金として在職中に積み立て、年金として支払いを受ける商品です。 ● 財形住宅貯蓄と合算で550万円まで非課税となります。
3. 販売対象	● 当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の満55歳未満の従業員の方 ● 1人1契約のみ
4. 預入商品	● 期日指定定期預金(最長預入期間3年・据置期間1年・1年複利)(※1) ● スーパー定期(期間1年未満・単利)(※2) ※ 本商品は、1回の預入毎に期日指定定期預金として受入します。以後に記載する「満期日」は、それぞれの期日指定定期預金の満期日を指します。 (※1) 本商品は満期日の指定ができませんので最長預入期限が満期日となります。 (※2) 毎回の預入は期日指定定期預金で預入いたしますが、年金元金計算日(年金支払開始日の3か月前の応答日)までの期日が1年未満の場合や年金開始用定期は、一部スーパー定期として預入いたします。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入最低金額 (3) 預入単位 (4) 預入期間	● 給与・賞与からの天引き預入など ● 1,000円 ● 1円単位 ● 5年以上の期間にわたって、毎年1回以上定期的に預入いただきます。ただし、2年以上積立を中断することはできません。
6. 払戻方法 (1) 据置期間 (2) 年金支払開始日 (3) 年金受取期間 (4) 払出 (5) 目的外払出	● 最終預入日から6か月以上5年以内の範囲で据置期間が設定可能です。 ● 満60歳の誕生日以降の任意の日を指定可能です。(※) (※) 年金元金計算日(年金支払開始日の3ヶ月前応答日)に全ての期日指定定期預金は満期日が到来したものとし、スーパー定期の元利金との合計額により年金支払原資金額を算出します。また、年金支払日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期に分割してお支払い致します。 ● 年金支払開始日から5年以上20年以内の期間にわたって設定可能です。 ● 年金支払開始日以降、3か月毎に払い戻します。 ● 年金受取目的以外の払い戻しの場合、全額払出・解約となります。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ● 年金支払日に元金と共に支払います。 ● 個々の定期預金の満期日での自動継続時・おまとめ時に元金に組入れます。 ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。

<p>(4) 税金</p> <p>(5) 金利情報の 入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 財形住宅貯蓄と合算で元利金合わせて550万円までは非課税です。 ● 2年以上積立を中断されますと、すべて課税扱いとなります。 <p>※ 20.315%の源泉分離課税が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金受取目的以外の払い戻しの場合、全額解約となり、過去5年の遡及課税となります。(年金支払開始日以降5年後の応答日以降は課税扱いのみとなります) <p>※ 20.315%の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日前に解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに払い戻します。 <p>(1) 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合</p> <p>個々の定期預金について以下の中途解約利率 (小数点第4位以下は切り捨て) によって1年複利の方法により計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率 ×40% ③ 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率 ×50% ④ 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率 ×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率 ×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率 ×90% <p>(2) 預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 約定利率 ×50%
11. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● お取引の際、「契約の証」を発行いたします。(お通帳は発行いたしません) ● お預け入れ残高を年1回以上書面により通知いたします。 ● 雇用・能力開発機構等による財形融資制度をご利用になれます。(別途、審査がございます)
12. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。